

一名宛政府が指名スル國際労働會議ハ政府ニ雇主労働者ノ諸代表ノ労働問題ニ關スル世界の會議ニテラカコノ會議ニ三分二ノ多數決ヲ採擇セラセテ條約案ヲ勸告ハ最モ理想の又最モ一般的世界の原則ニテアル此會議ヲ採擇セラセテ條約ハ法律制定其他ノ措置ヲ講ズル為ニ一定期間ニ立法議會ヲ批准機關ニ提呈セラルコトニナツテ居ル

成績

過去九回ノ國際労働會議ハ二三條約案トテハ勸告トシテ採擇シテ條約案ハ各國カ之ヲ批准シ且ツ之ノ内容ニ嚴格ニ國內法トシテ制定スルモノナリ勸告ハ諸國カ國內法ニ行政命令ヲ制定案布スルニ當リテ手引トシテ用フル一般の原則ニテハ是ト近ニ一九二二年二月始現在ノ諸條約案批准セリテ多數ハ二三カ国ナリ此ノ外ニ諸國政府カ其ノ國ノ立法府其他ノ制限アル機關向テ批准ヲ求メ又ハ隱ニ其ノ承認ヲ經テ居ル程カ一九二二年日本ハ自國ニ六條約案(其他黃燐使用禁止條約ニ加盟シ)トセリ勸告ヲ批准此等條約の並ニ勸告ヲ天施スルカニ種カ、法律命令制定シ施行シテ居ルモノ別項如シ

經費 豫算

國際労働機關ノ經費ハ此機關ニ加盟シテ居ル諸國政府ノ分擔金ニ依ツテ支弁セルモノナリ年々計算ハ國際聯盟ノ總會ニ決定セラル(一九二二年)經費ヲ算ハ七七六、一五五金法(約百二十五萬)ナリ日本ノ分擔金ハ約二十五萬ナリ

(一)國際労働總會採擇條約案ノ各國ニ於テ批准實施ノ狀況(別表参照)
(二)國際労働會議採擇シテ條約案(印ハ日本ニ於テ批准完了モノ)

1. 第一回總會 (一九一九年 大正八年 ワシントン)
2. 工業的企業ニ於テ労働時間ヲ一日八時間ニ週四入時間ニ制限スルニ關スル條約案
3. 失業ニ關スル條約案
4. 産前産後婦人労働ニ關スル條約案 一部
5. 夜間ニ於テ婦人労働ニ關スル條約案 一部
6. 工業労働者ヲ許容スル児童ノ最低年齢ヲ決定スル條約案
7. 工業労働者ニテ年少者ノ夜業ニ關スル條約案 一部
8. 燐寸ノ製造ノ黄燐ノ使用ヲ禁ズル事ニ關スル一九二六年ノ條約適用ニ關スル勸告
9. 第二回總會 (一九二〇年 大正九年 シニエ)
10. 海上労働者ヲ許容スル児童ノ最低年齢ヲ決定スル條約案
11. 船舶ノ被災又ハ沈没ノ場合ニ於テ失業補償ニ關スル條約案
12. 職業職業短少ニ關スル施設設置ニ關スル條約案
13. 第三回總會 (一九二一年 大正十年 シニエ)
14. 農業労働者ヲ許容スル児童ノ最低年齢ヲ決定スル條約案
15. 農業労働者任社及團體權利ニ關スル條約案
16. 農業労働者任社及團體權利ニ關スル條約案
17. 空船(ハント)ニ自給ヲ使用スルニ關スル條約案
18. 工業的企業ニ於テ週休適用ニ關スル條約案
19. 石灰夫又ハ火夫トシテ労働者ヲ許容スル年少者ノ最低年齢ヲ決定スルニ關スル條約案
20. 海上労働者ニテ児童及年少者ノ限制ノ條件診斷ニ關スル條約案